



インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例



インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる特例があります。

2割特例ページ



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

相談窓口一覧表



国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した会計ソフトや受発注システム等のITツール導入を支援するIT導入補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「[インボイス制度特設サイト](#)」に制度の概要、申請手続、申告手続、**令和6年度税制改正（帳簿記載事項の見直し）**に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



お問合せの多いご質問についてのコンテンツ



- 「インボイスの記載事項はどんなもの？」
「間違ったインボイスを貰ったらどうしよう？」
こうしたご疑問をお持ちの方は、「[インボイス記載事項チェックシート](#)」や「[マンガでわかるインボイス記載事項](#)」をご覧ください。
- その他お問合せの多いご質問などについて、国税庁HPで掲載しています。
また、主なものについては、[わかりやすく解説をした動画](#)も掲載しています。

インボイスの
記載に関する
コンテンツ



お問合せの多い
ご質問など



登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、[インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。](#)
- [登録は任意](#)のため、売上先からインボイスを求められるかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、[インボイスの保存を必要としません。](#)
- 登録のご検討に当たっては、[上記「インボイス制度特設サイト」](#)に掲載している情報や、[税務署で開催している各種説明会・登録要否相談会、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）](#)などをご活用ください。

オンライン
税理士相談

